

## 尾道市文化協会休会規定

(目的)

第1条 尾道市文化協会（以下「本会」という。）の休会については、この規程の定めるところによる。

(休会の申出)

第2条 本会の会員は、やむを得ない理由により会員としての活動が遂行できない場合は、休会を申し出ることができる。

(休会届)

第3条 休会を申し出ようとする者は、休会届（別記様式）を希望する年度が始まる前までに、会長に届け出なければならない。

(休会期間)

第4条 休会期間は1年間とし、休会期間終了後は自動的に復会する。ただし、1年を超えて休会する場合は、退会したものとみなす。

(休会の承認)

第5条 休会届の提出があったときは理事会において審議し、理由が相当であると認めた場合は、休会を承認し、申出人に通知する。

(会費)

第6条 休会期間の会費は、免除する。

(その他)

第7条 この規定に定めのない事項については、会長及び副会長が協議し定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和2年5月27日から施行する。